

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 令和4年度における業務の概況

(1) 犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化

コールセンターに設置している犯罪被害者支援ダイヤル（5-3（1）参照）について、利用者の経済的負担の軽減と利用促進を図るため、令和4年4月1日からフリーダイヤルを導入した。これを踏まえ、令和4年度における犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数は、平成18年の開設以来最多となる20,889件となり、累計件数は20万件を超えた。

資料5-1は、犯罪被害者支援ダイヤルにたどり着きやすくするために令和4年1月31日に設けた犯罪被害者支援専用Webページであり、フリーダイヤル化した令和4年度においてもポスターやリーフレット等に2次元コードを掲載して同ページへ誘導している。

資料 5-1

法テラス犯罪被害者支援専用Webページ



専用Webページ
トップ画像



※こちらからページ全体を
ご覧いただけます。

(2) DV等被害者法律相談援助業務の状況

DV等被害者法律相談援助（5-4参照）では、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため令和2年5月11日から時限的に行っていた電話やオンラインを活用した法律相談（DV等被害者電話等相談援助）について、令和4年4月1日付けで業務方法書及びDV等被害者法律相談援助業務運営細則を改正し、同日より新型コロナウイルス感染症などの事情がない平常時においても、DV等被害者電話等相談援助が実施できるようになった。令和3年度末までのDV等被害者電話等相談件数の割合は、全援助件数のうち9.1%であったところ、令和4年度では19.2%となり、平常化を周知したことで電話等を利用した法律相談が促進された。

DV等被害者法律相談援助の法律相談類型のうち児童虐待については、虐待を受けた18歳未満の児童本人が利用を申し出る必要があることから、児童に対しての制度周知が重要となるため、令和元年度から児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカード（資料5-2参照）の作成・配布に努めているところ、令和4年度においては、小中学校及び公立図書館等約6,800施設へ配布して掲示を依頼した。また、児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画（資料5-3参照）については、引き続きYouTubeの法テラス（公式）チャンネルへ掲載するとともに動画広告として配信しており、令和4年度における総再生回数は約102万回となった。

資料 5-2 児童向けポスター及びポケットカード



資料 5-3 制度周知用アニメーション動画



公式YouTube



※こちらから動画をご覧いただけます。

(3) 研修の実施

令和4年度においては、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、全国の担当職員が内閣府主催のオンライン研修を受講した。

また、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修を4回実施した。

その他にも、ロールプレイ方式による内部研修の実施や、関係機関が開催する研修へ参加して、二次的被害の防止に努めるなど、職員が業務において必要となる知識やスキルを取得するなどして対応能力の向上に取り組んだ。

(4) 刊行物の改訂

犯罪被害者支援に関するポスターやリーフレットなどの刊行物について、改めて訴求対象や利用目的等を整理し、これまでの掲載内容やデザインを一新するとともに、新たな種類のポスターやリーフレットを加え、より効果的な制度周知に努めた。

資料 5-4 改訂した犯罪被害者支援ポスター（リーフレットは「法テラスの刊行物」172ページ参照）



一般の方向けポスター



被害にあわれた方向けポスター

5-2 犯罪被害者支援業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方や御家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務

経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-5に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-5 犯罪被害者支援業務の流れ



5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等

(1) 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害にあわれた方や御家族の方のための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、損害の回復や苦痛の軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。

ア 問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は資料5-6のとおりである。令和4年4月1日からフリーダイヤルを導入したこともあり、令和4年度は、平成18年の業務開始以来最も多かった令和3年度をさらに上回り、前年度比31.3%増の20,889件となった。

資料 5-6 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移



【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和4年度末の問合せ件数(累計)

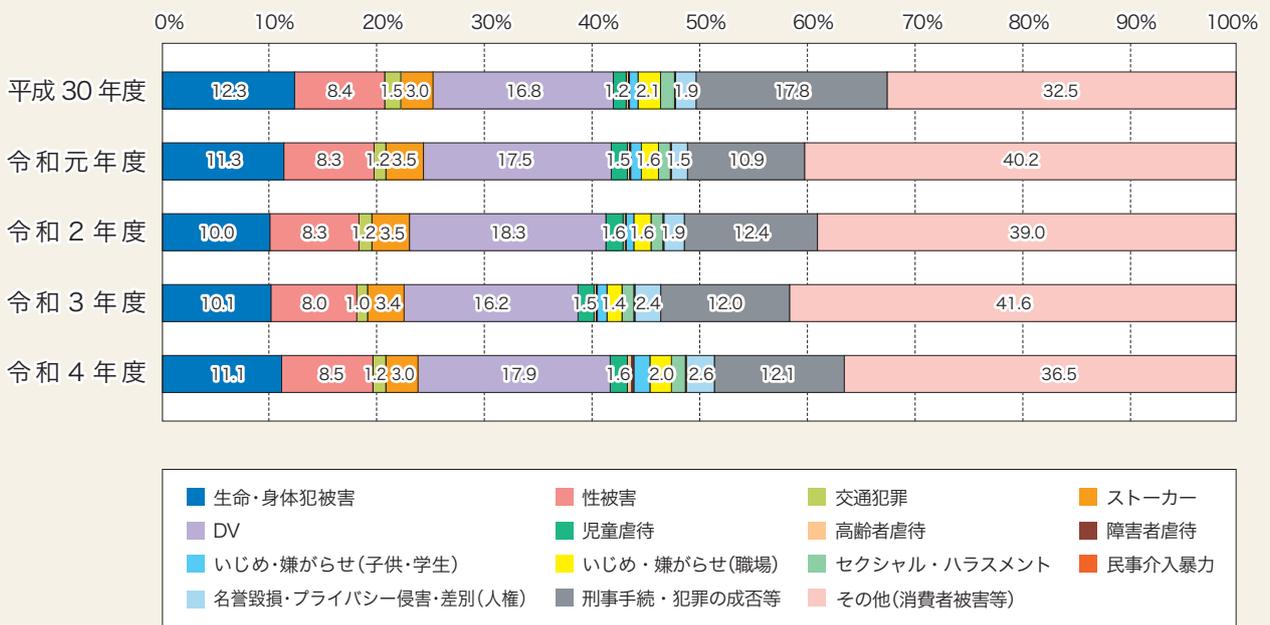
犯罪被害者支援ダイヤル (件数)	204,838 件
------------------	-----------

イ 問合せ内容

令和4年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-7のとおりである。

DVに関する問合せが最も大きな割合を占め、次いで刑事手続・犯罪の成否等に関する問合せ、生命・身体犯被害に関する問合せと続いた。

資料5-7 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



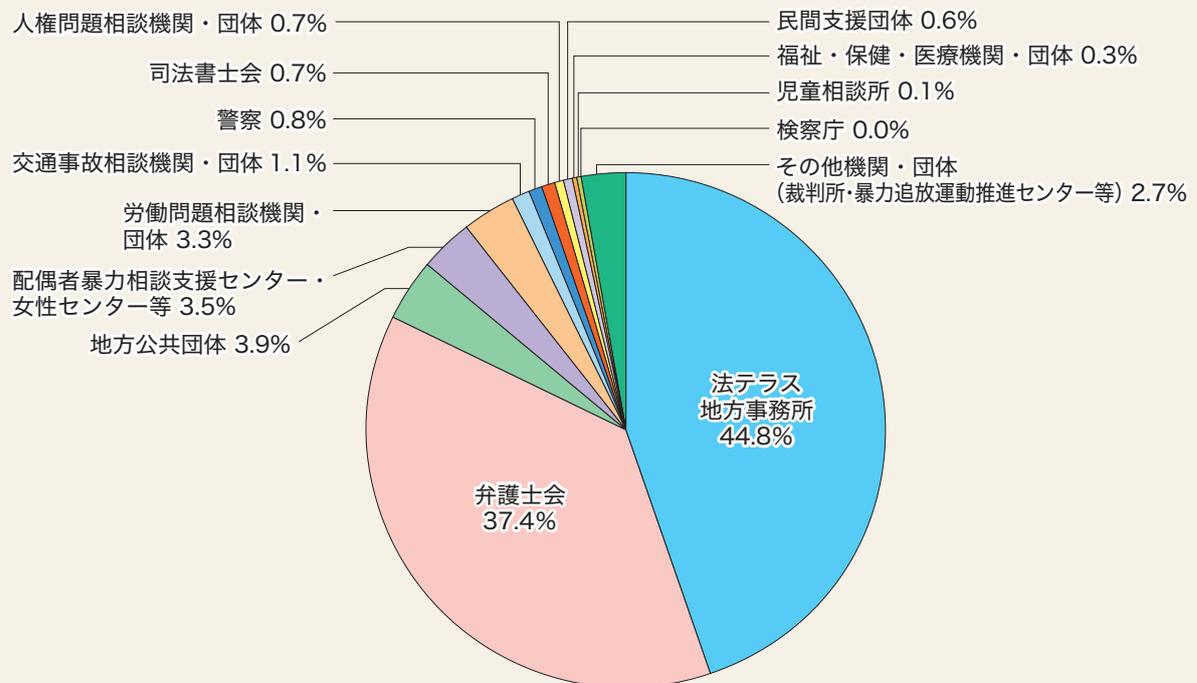
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成30年度	12.3%	8.4%	1.5%	3.0%	16.8%	1.2%	0.2%	0.1%	0.8%	2.1%	1.3%	0.1%	1.9%	17.8%	32.5%
令和元年度	11.3%	8.3%	1.2%	3.5%	17.5%	1.5%	0.2%	0.1%	1.0%	1.6%	1.1%	0.1%	1.5%	10.9%	40.2%
令和2年度	10.0%	8.3%	1.2%	3.5%	18.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.7%	1.6%	1.1%	0.1%	1.9%	12.4%	39.0%
令和3年度	10.1%	8.0%	1.0%	3.4%	16.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.9%	1.4%	1.1%	0.1%	2.4%	12.0%	41.6%
令和4年度	11.1%	8.5%	1.2%	3.0%	17.9%	1.6%	0.4%	0.2%	1.5%	2.0%	1.3%	0.1%	2.6%	12.1%	36.5%

ウ 紹介先

令和4年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く44.8%を占めている。これは犯罪の被害にあわれた方やその御家族などにとってアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っているためである。次いで弁護士会が37.4%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センター、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関・団体など法的支援以外の支援が必要な場合には、被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-8

令和4年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳

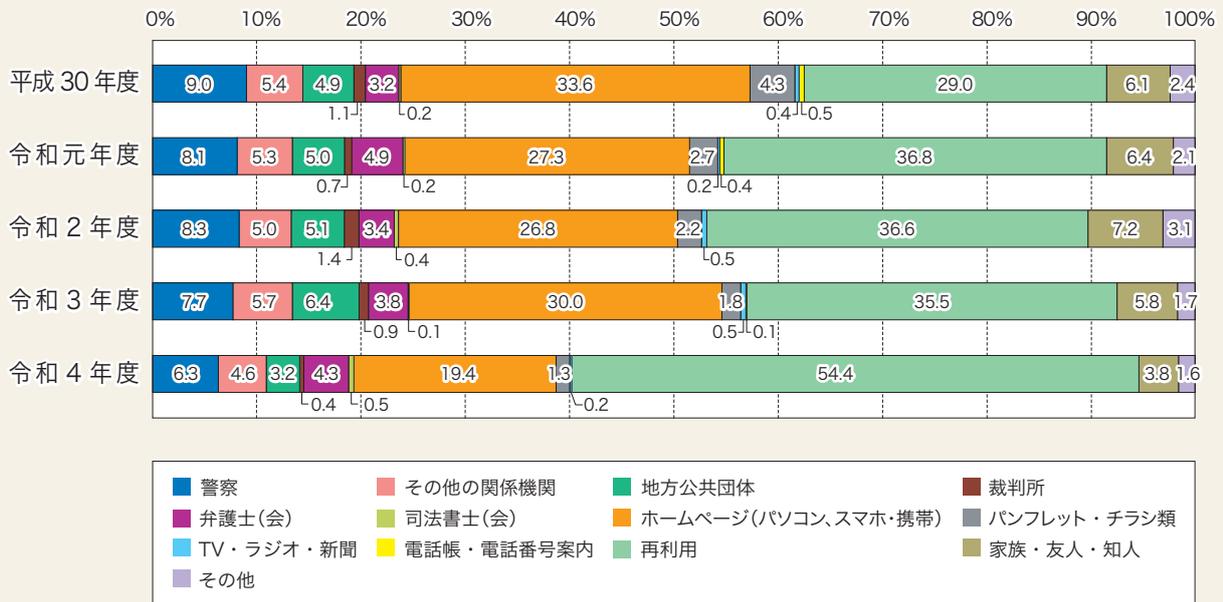


Ⅰ 認知媒体

令和4年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体（注）の内訳は、資料5-9のとおりである。再利用割合が増加した要因としては、犯罪被害者支援ダイヤルをフリーダイヤル化したことが考えられる。次いでホームページが高い割合を占めている。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと。

資料5-9 犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体内訳の推移



（注）認知媒体は、令和4年9月に聞き取りを行い、任意で回答を得られたものを基に算出

(2) 地方事務所

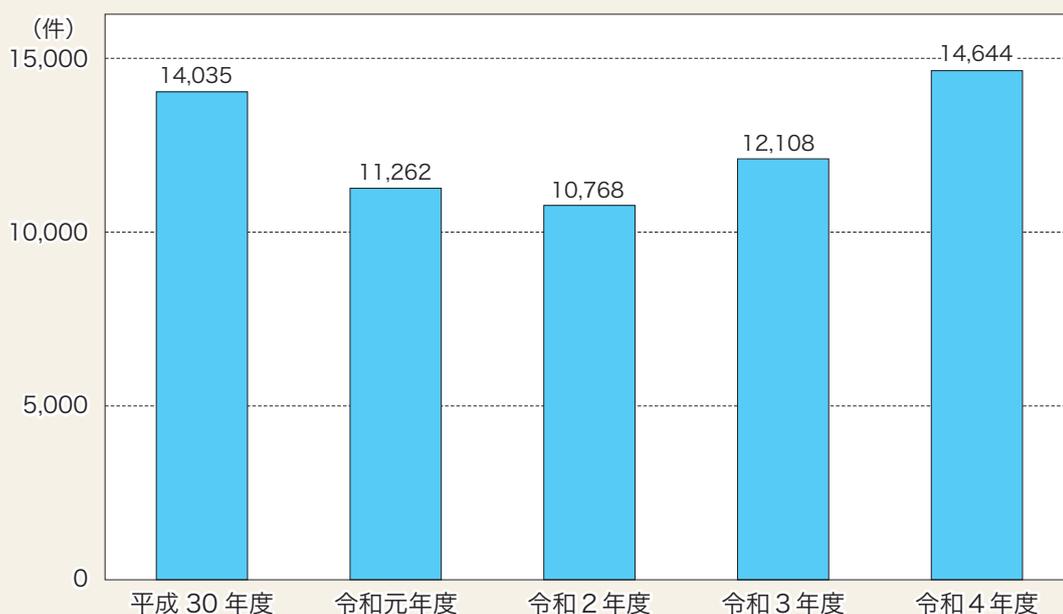
全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を電話及び面談により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務における指名通知を行っている。

ア 問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-10のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

近年の問合せ件数は、新型コロナウイルス感染症による行動制限や対面業務の縮小などの影響を受けて伸び悩んでいたが、令和4年度は、感染状況等の改善や犯罪被害者支援ダイヤルフリーダイヤル化の周知活動などにけん引され、コロナ禍以前の平成30年度を上回った。

資料 5-10 地方事務所問合せ件数の推移



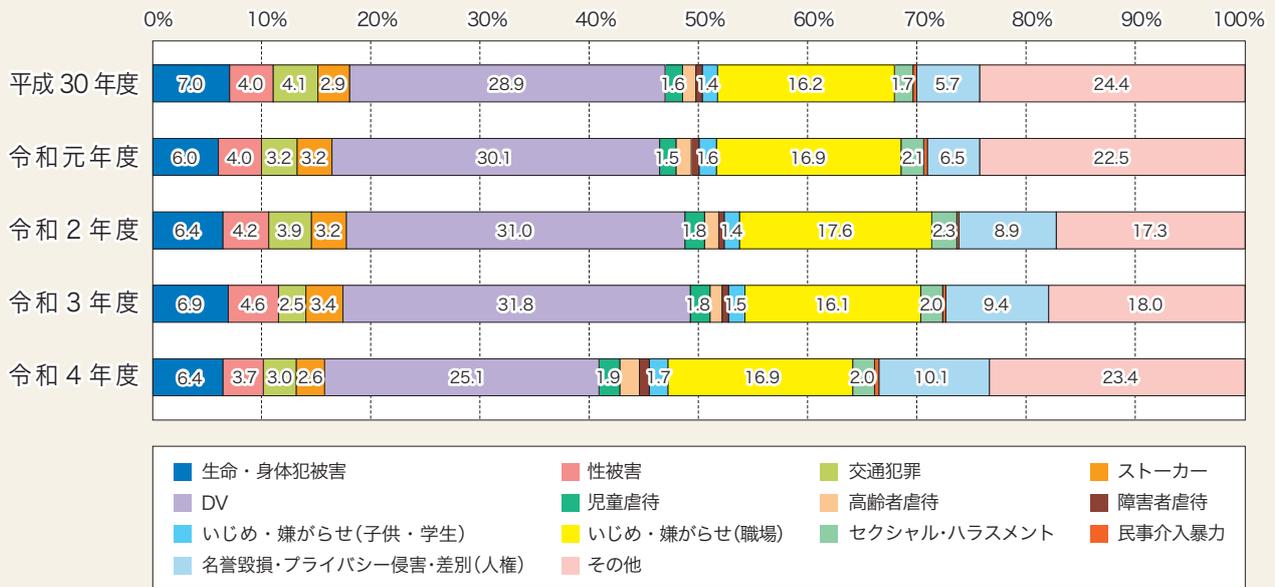
【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和4年度末の問合せ件数(累計)

地方事務所 (件数)	208,317 件
------------	-----------

イ 問合せ内容

令和4年度の問合せ分野別内訳は、資料5-11のとおりである。DVに関する問合せの割合が依然として高く、全体の25.1%を占め、次いでいじめ・嫌がらせ（職場）と続いている。

資料5-11 地方事務所問合せ分野別内訳の推移

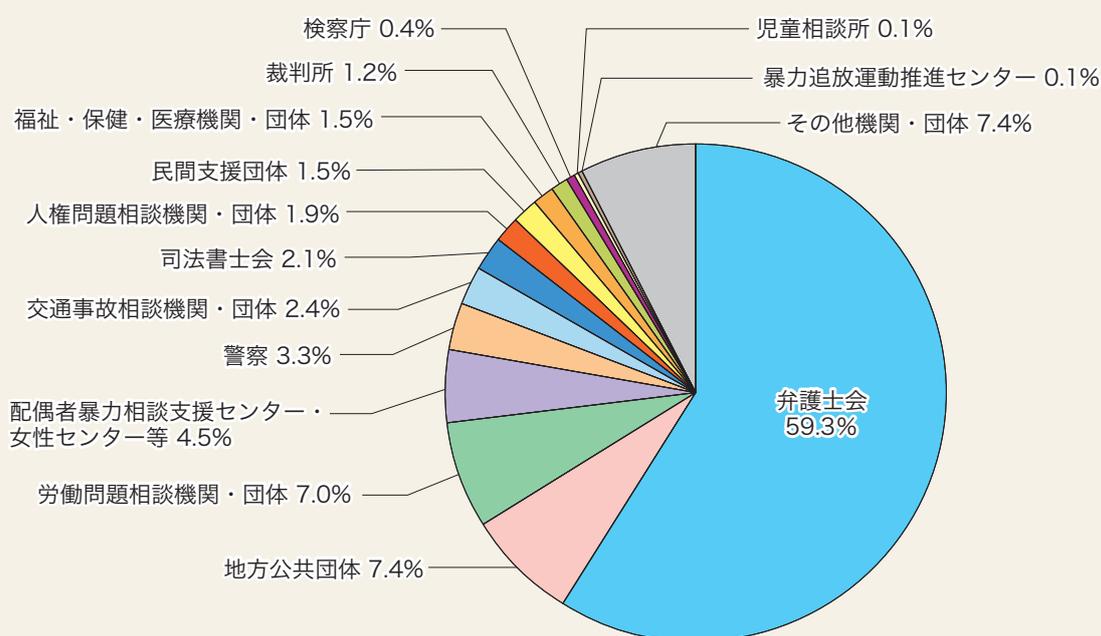


被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成30年度	7.0%	4.0%	4.1%	2.9%	28.9%	1.6%	1.2%	0.6%	1.4%	16.2%	1.7%	0.4%	5.7%	24.4%
令和元年度	6.0%	4.0%	3.2%	3.2%	30.1%	1.5%	1.4%	0.7%	1.6%	16.9%	2.1%	0.3%	6.5%	22.5%
令和2年度	6.4%	4.2%	3.9%	3.2%	31.0%	1.8%	1.3%	0.5%	1.4%	17.6%	2.3%	0.2%	8.9%	17.3%
令和3年度	6.9%	4.6%	2.5%	3.4%	31.8%	1.8%	1.1%	0.6%	1.5%	16.1%	2.0%	0.3%	9.4%	18.0%
令和4年度	6.4%	3.7%	3.0%	2.6%	25.1%	1.9%	1.8%	0.9%	1.7%	16.9%	2.0%	0.4%	10.1%	23.4%

ウ 紹介先

令和4年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が59.3%と最も高く、過半数を占めている。これは、地方事務所で行う相談以外に各地の弁護士会の相談を利用するケースが多いためである。次いで地方公共団体が7.4%、労働問題相談機関・団体が7.0%と高い割合になった。

資料5-12 令和4年度地方事務所紹介先関係機関内訳



Ⅱ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士に相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和5年4月1日現在で3,963名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-13 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-14 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
札幌	204	217	218	215	230	愛知	150	156	160	157	152
函館	34	35	32	33	33	三重	41	41	44	44	38
旭川	14	14	15	15	15	滋賀	33	33	31	35	35
釧路	35	32	32	32	33	京都	202	209	215	214	209
青森	27	26	25	25	27	大阪	210	222	223	232	268
岩手	28	25	25	24	24	兵庫	107	126	157	189	192
宮城	43	55	56	60	71	奈良	43	30	32	32	33
秋田	39	37	35	35	34	和歌山	32	42	42	45	44
山形	56	61	60	59	58	鳥取	23	23	21	21	21
福島	48	47	44	44	45	島根	23	24	25	25	28
茨城	77	75	75	79	81	岡山	35	36	42	43	45
栃木	58	57	58	56	58	広島	44	45	44	44	44
群馬	43	43	43	51	51	山口	53	36	39	36	36
埼玉	41	43	45	48	47	徳島	43	42	41	41	28
千葉	85	80	101	109	84	香川	41	39	44	44	48
東京	379	385	404	413	420	愛媛	58	64	63	31	42
神奈川	213	211	214	218	209	高知	36	33	38	37	36
新潟	78	88	88	89	91	福岡	251	270	277	270	264
富山	29	30	31	31	31	佐賀	52	51	50	49	49
石川	55	42	28	37	38	長崎	57	57	55	56	56
福井	43	45	45	47	46	熊本	40	41	41	40	57
山梨	35	35	35	35	35	大分	61	62	61	64	63
長野	163	159	159	160	162	宮崎	35	29	30	32	32
岐阜	40	40	40	40	39	鹿児島	50	46	42	41	37
静岡	74	79	80	84	84	沖縄	62	63	64	64	60
合計	3,723	3,781	3,869	3,925	3,963						

(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

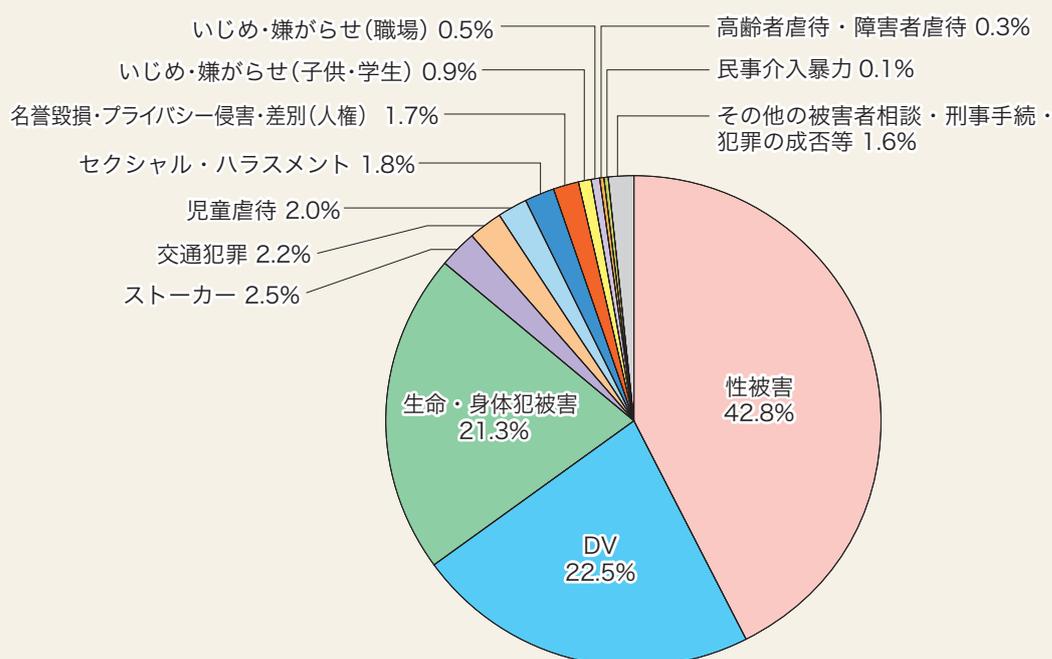
(イ) 弁護士紹介件数

令和4年度の弁護士紹介件数は1,529件であった。被害者の様々なニーズに対応するため、今後も全国で弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図っていかなければならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害の順に多く、これらの被害種別で全体の86.6%を占めている。

資料 5-15 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料 5-16 令和4年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



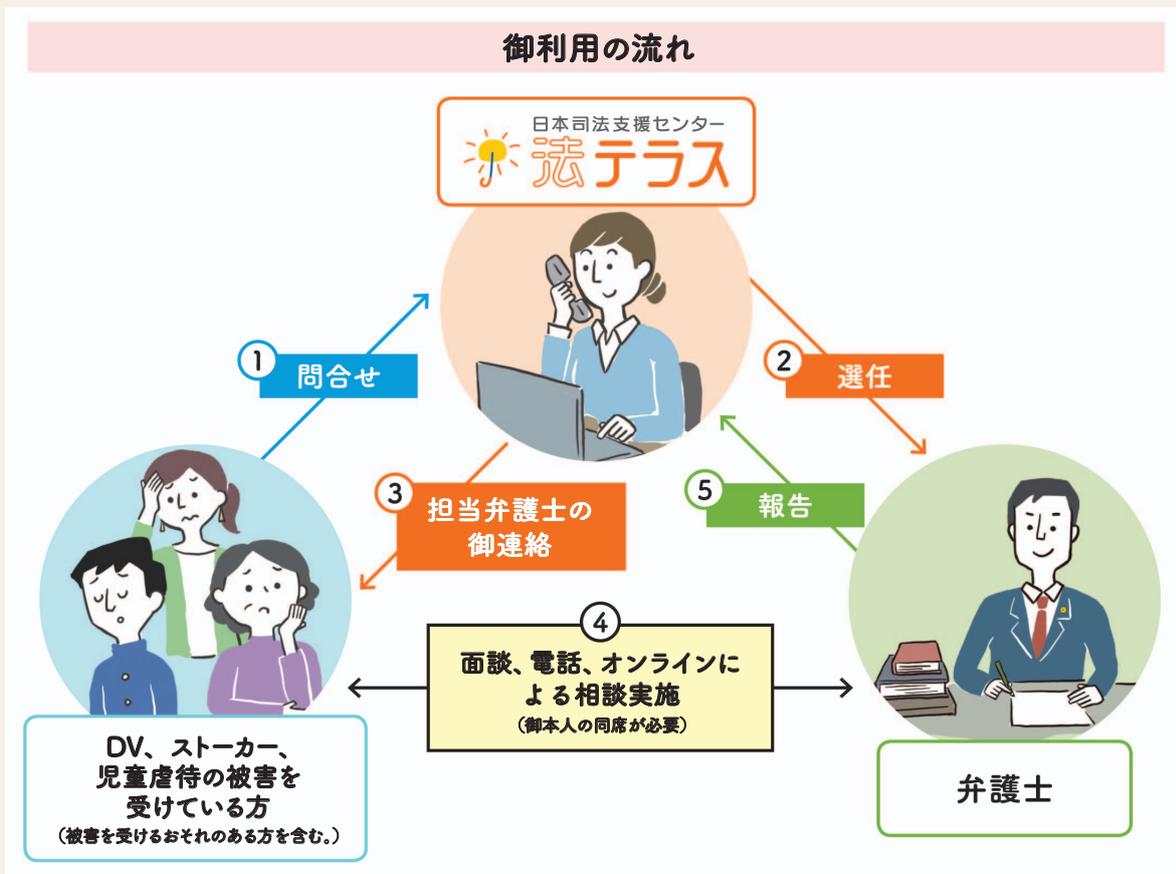
5-4 DV等被害者法律相談援助業務

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方（犯罪を受けるおそれのある方を含む。）を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

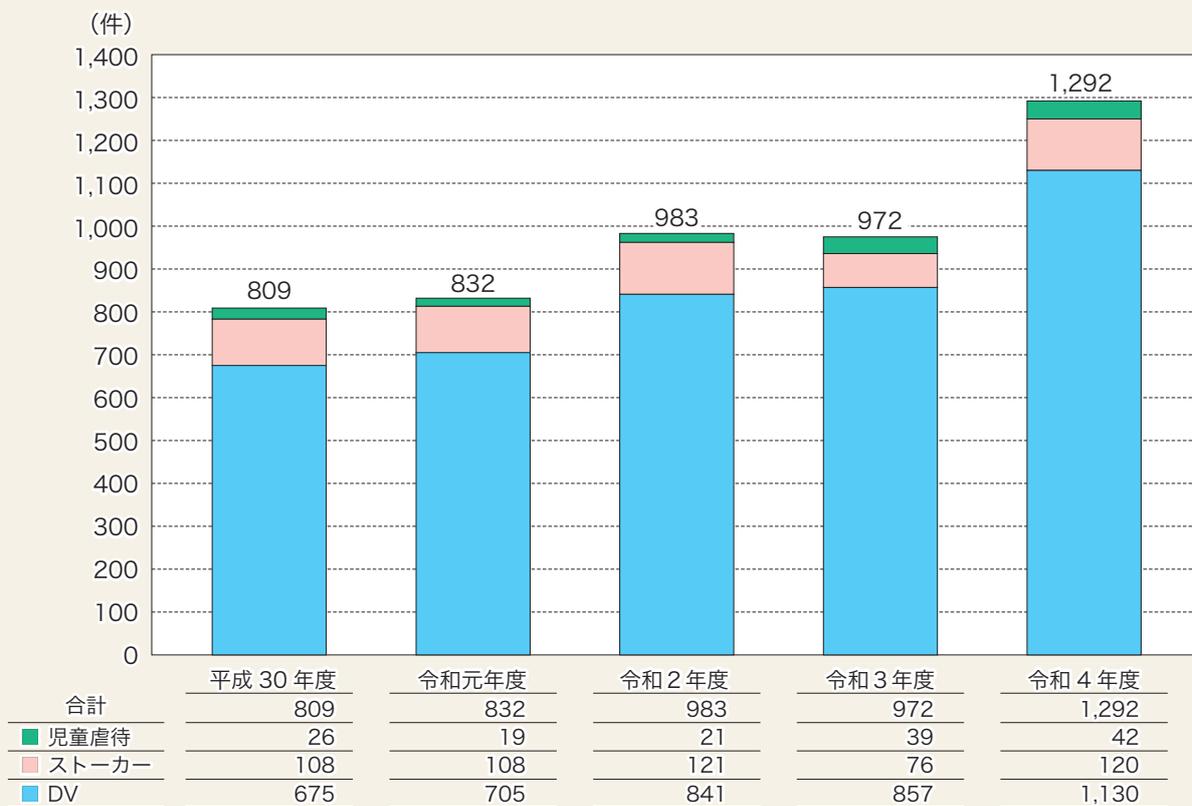
この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。

資料5-17は、制度利用の流れを説明したものであり、年度別援助件数の推移は資料5-18のとおりである。令和4年度は犯罪被害者支援ダイヤルフリーダイヤル化の影響もあり、前年度比で約1.3倍の1,292件と制度開始以来最多となった。事件類型別の割合は、DVが全体の87.4%を占め、次いでストーカーが9.2%、児童虐待が3.2%であった。

資料 5-17 DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ

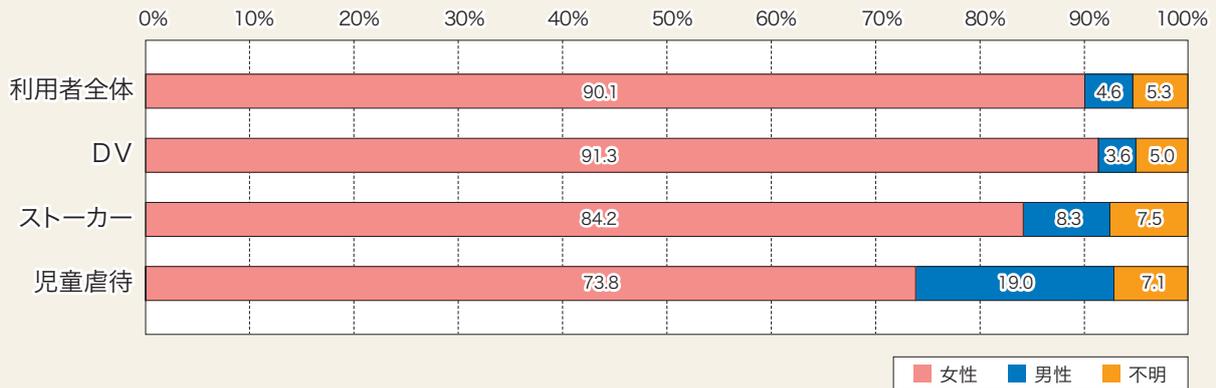


資料 5-18 DV等被害者法律相談援助件数の推移

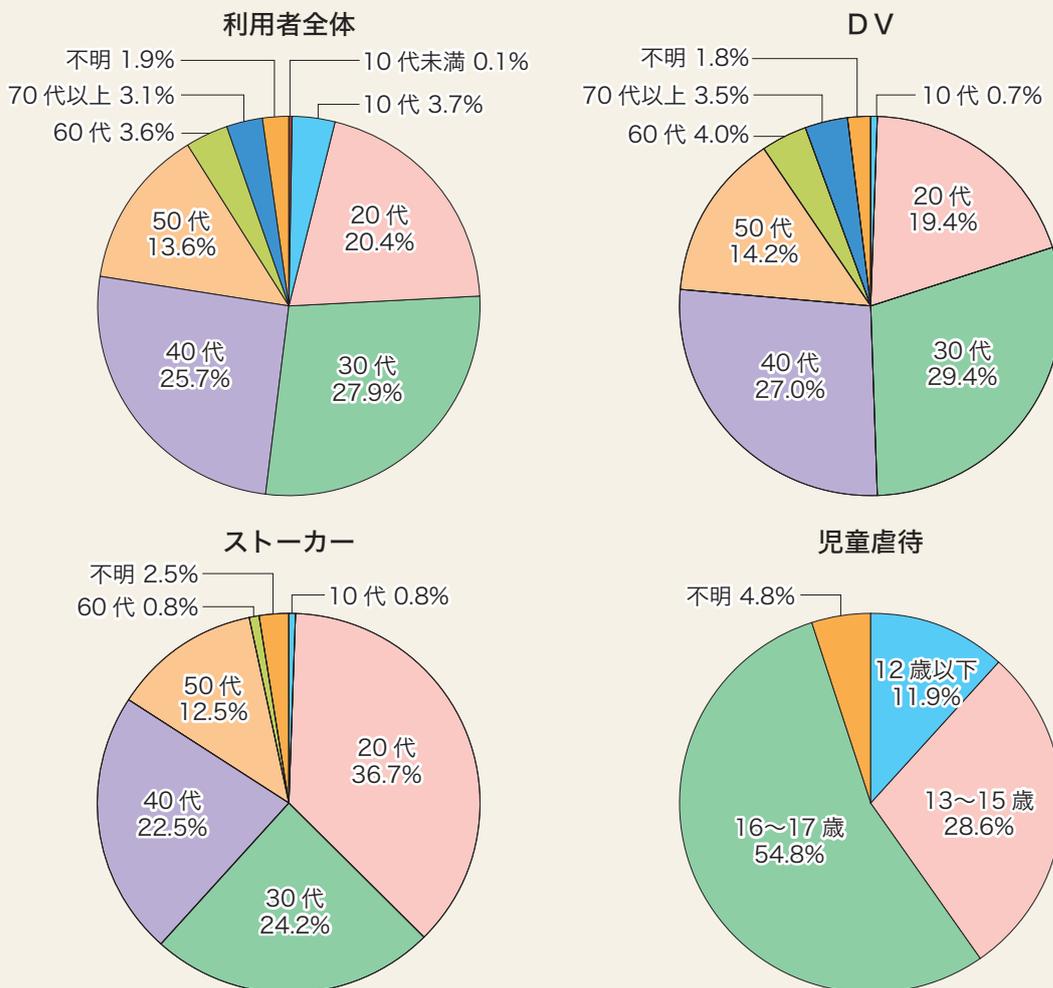


利用者の性別・年代の内訳は、資料5-19及び資料5-20のとおりである。女性利用者が大きな割合を占めているが、全ての被害種別で男性利用者も一定数見られた。利用者全体を年代別に見ると、30代が27.9%と最も多く、20代から40代が全体の74.0%を占めた。

資料5-19 令和4年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別



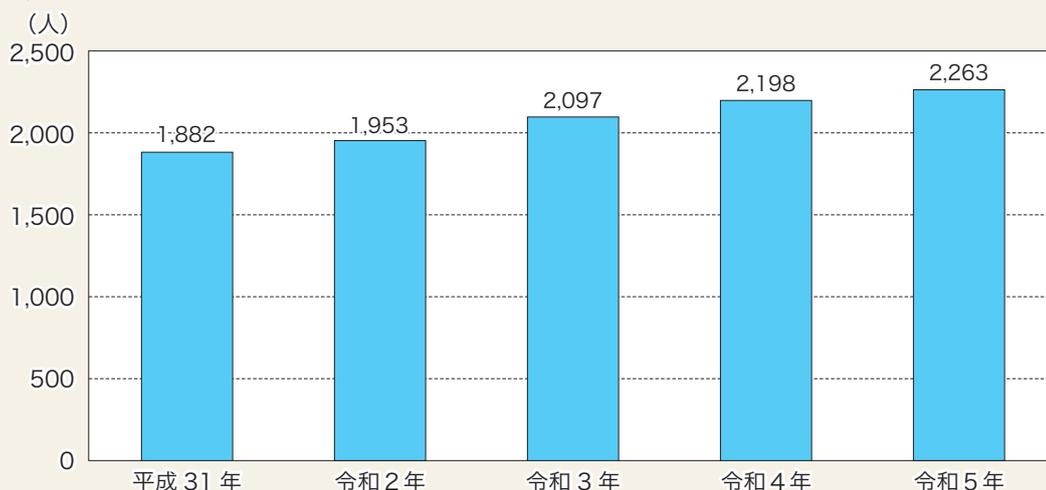
資料5-20 令和4年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代



DV等被害者援助弁護士数の推移は、資料5-21のとおりである。令和5年4月1日現在で前年度より65名増加の2,263名となった。

地方事務所別のDV等被害者援助弁護士数は、資料5-22のとおりである。

資料 5-21 DV等被害者援助弁護士の推移



(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-22 DV等被害者援助弁護士数の推移(地方事務所別)

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
札幌	90	97	100	104	109	愛知	85	86	86	86	85
函館	16	16	18	18	19	三重	13	14	14	14	15
旭川	26	24	25	23	21	滋賀	20	21	21	21	20
釧路	34	34	35	35	36	京都	33	34	42	43	44
青森	23	21	22	22	22	大阪	68	68	71	77	84
岩手	31	30	30	28	28	兵庫	29	32	36	39	43
宮城	49	48	48	49	49	奈良	30	38	43	45	50
秋田	10	11	11	11	12	和歌山	30	29	30	34	34
山形	40	40	39	38	39	鳥取	17	17	22	24	24
福島	39	40	38	40	39	島根	11	12	15	15	16
茨城	36	36	37	38	37	岡山	40	40	41	42	40
栃木	11	11	11	12	12	広島	23	23	24	25	25
群馬	26	27	27	28	27	山口	28	29	29	29	29
埼玉	55	55	55	58	63	徳島	23	21	21	22	23
千葉	47	46	47	46	48	香川	23	23	27	27	30
東京	267	284	289	306	320	愛媛	16	17	18	18	21
神奈川	61	74	93	111	124	高知	16	17	19	19	19
新潟	26	34	43	50	59	福岡	91	93	115	123	119
富山	19	19	21	21	20	佐賀	32	30	29	28	28
石川	50	52	54	63	62	長崎	37	44	46	48	48
福井	30	30	30	32	31	熊本	32	34	33	33	32
山梨	30	31	31	31	30	大分	47	47	47	59	60
長野	31	32	32	31	31	宮崎	16	17	17	18	18
岐阜	22	23	23	23	23	鹿児島	9	8	18	15	15
静岡	31	31	60	59	59	沖縄	13	13	14	17	21
合計	1,882	1,953	2,097	2,198	2,263						

(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

5-5 被害者国選弁護関連業務

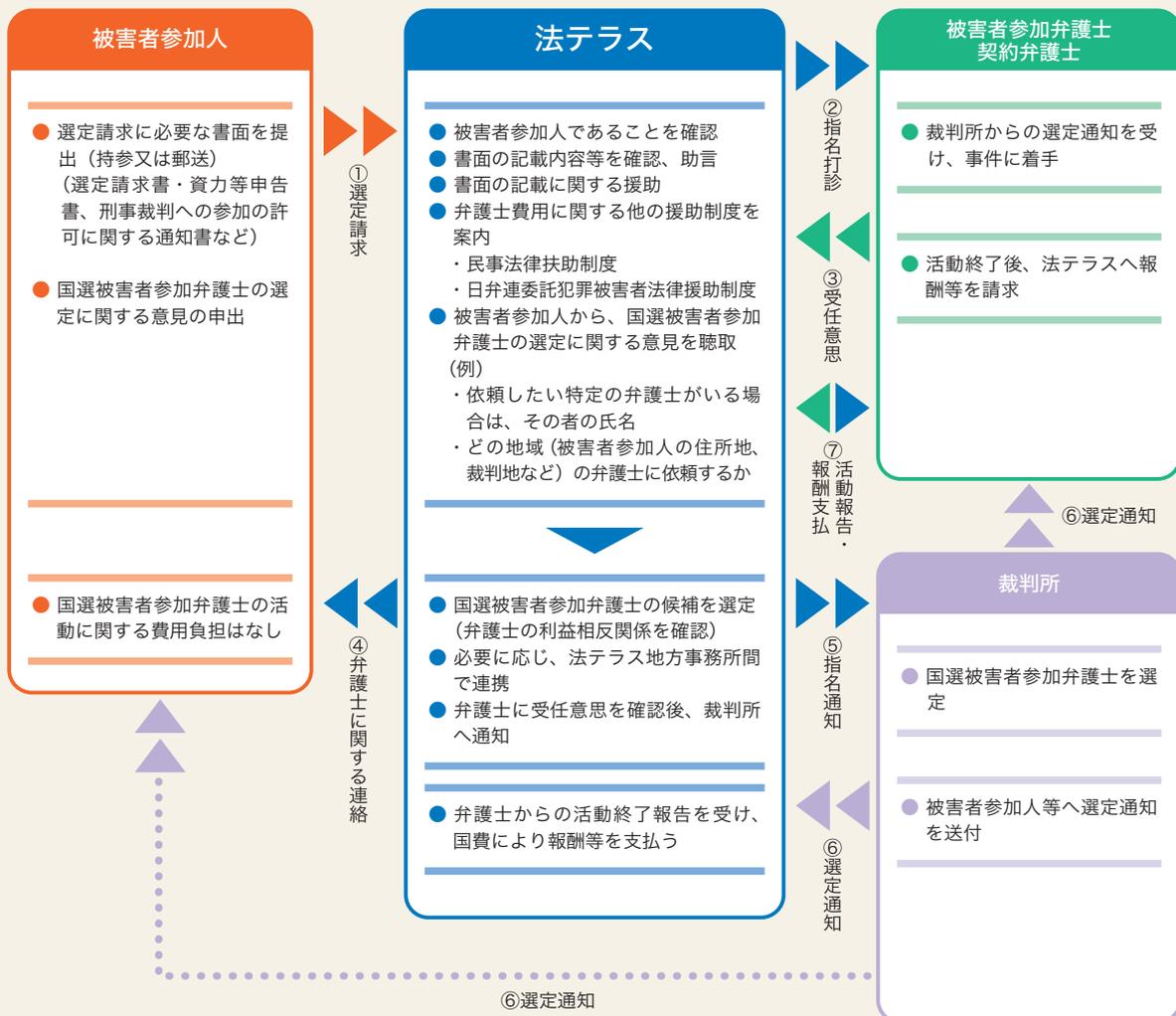
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②不同意わいせつ・不同意性交等（令和5年7月の改正刑法施行以前における罪名は強制わいせつ・強制性交等）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人からの選定請求の受付及び意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-23 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和5年4月1日現在で前年度より125名増加の5,756名となった。

被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-24 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-25 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数 (人)				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
札幌	219	235	236	233	252
函館	34	35	35	35	35
旭川	53	57	58	58	56
釧路	50	51	51	51	53
青森	27	27	29	31	32
岩手	36	37	37	35	36
宮城	100	100	102	104	111
秋田	27	26	25	25	26
山形	55	56	54	54	56
福島	56	54	50	50	50
茨城	142	144	146	144	142
栃木	80	82	82	82	85
群馬	76	75	78	82	83
埼玉	83	89	88	90	92
千葉	258	252	251	248	249
東京	708	752	780	804	821
神奈川	251	261	269	275	280
新潟	119	120	120	119	125
富山	35	36	40	40	40
石川	59	58	55	52	51
福井	58	59	60	61	62
山梨	42	43	44	44	44
長野	144	145	146	148	154
岐阜	34	37	37	37	37
静岡	114	114	115	118	118
愛知	187	183	184	181	189
三重	56	57	60	60	60
滋賀	38	43	41	44	48
京都	169	186	198	199	197
大阪	229	276	297	312	333
兵庫	157	156	162	174	178
奈良	79	80	85	86	90
和歌山	34	56	60	58	57
鳥取	36	39	37	37	37
島根	39	42	42	40	42
岡山	77	77	85	86	90
広島	152	154	156	166	167
山口	103	99	105	98	97
徳島	50	50	50	49	48
香川	37	38	43	42	46
愛媛	48	48	47	43	46
高知	45	48	50	54	56
福岡	279	301	314	316	312
佐賀	70	71	71	70	71
長崎	90	89	92	92	92
熊本	136	130	132	131	130
大分	75	73	72	77	78
宮崎	97	92	90	91	93
鹿児島	55	54	45	41	41
沖縄	52	53	64	64	68
合計	5,250	5,440	5,570	5,631	5,756

(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

イ 選定請求状況

令和4年度は691件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和5年3月までに受け付けた選定請求は累計6,748件となった。

過去5年間の罪名内訳をみると、例年強制わいせつ・強制性交等々の罪の割合が最も高く、令和4年度においても54.7%と全体の半数を超えている。

資料 5-26 選定請求件数及び罪名内訳の推移

(件)

罪 名	選定請求件数					(割合)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
殺人(殺人未遂)	79	74	61	61	57	(8.2%)
傷害	73	66	75	67	98	(14.2%)
傷害致死	31	14	26	32	31	(4.5%)
強制わいせつ、強制性交等 ^(注)	295	316	367	390	378	(54.7%)
危険運転致死傷	12	13	14	13	11	(1.6%)
業務上過失致死傷	2	2	1	2	2	(0.3%)
重過失致死傷	1	0	2	0	0	(0.0%)
過失運転致死傷等	75	54	72	52	53	(7.7%)
逮捕・監禁等	10	9	11	7	7	(1.0%)
略取・誘拐等	10	12	8	7	16	(2.3%)
人身売買	0	0	0	0	0	(0.0%)
強盗致死傷、強盗・強制性交等 ^(注)	40	19	40	27	31	(4.5%)
その他刑法犯	7	13	13	3	5	(0.7%)
特別法犯	0	3	1	0	2	(0.3%)
合計	635	595	691	661	691	(100.0%)

(注) 令和5年7月の改正刑法施行により、罪名は以下のとおり変更となった。

強制わいせつ→不同意わいせつ、強制性交等→不同意性交等、強盗・強制性交等→強盗・不同意性交等

資料 5-27

通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数 (司法統計による)

(人)

	被害者参加を 許可された人員数 ①	国選被害者参加弁護士への 委託人員数 ②	国選被害者参加弁護士が 付された割合 ②/①
令和4年	1,476	655	44.4%

5-6 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

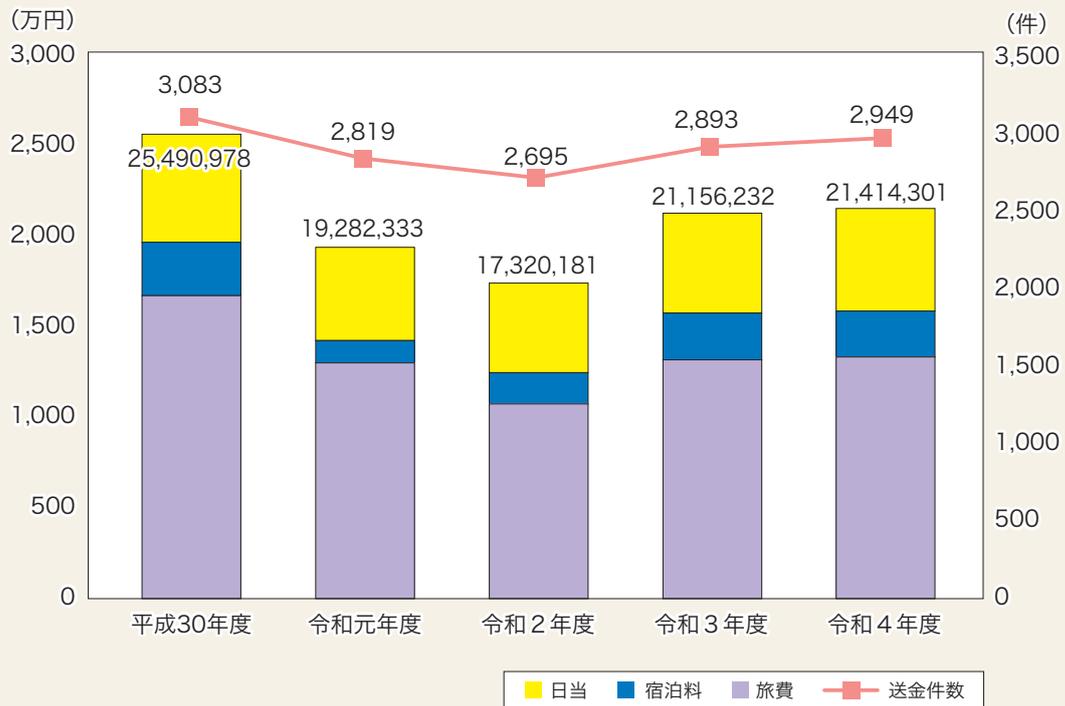
資料 5-28 被害者参加旅費等の支給の流れ



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

令和4年度は被害者参加人から2,816件の請求を受け、計2141万4301円の旅費等を送金した。今後も裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-29 被害者参加旅費等支給業務実績の推移



	請求 件数	送金							
		送金		旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成30年度	3,111	3,083	25,490,978	2,992	16,628,478	3,002	5,934,500	174	2,928,000
令和元年度	2,818	2,819	19,282,333	2,760	12,936,633	2,761	5,119,200	74	1,226,500
令和2年度	2,758	2,695	17,320,181	2,573	10,683,981	2,630	4,918,100	118	1,718,100
令和3年度	2,977	2,893	21,156,232	2,831	13,106,232	2,816	5,480,800	131	2,569,200
令和4年度	2,816	2,949	21,414,301	2,870	13,263,301	2,875	5,631,200	149	2,519,800
計	14,480	14,439	104,664,025	14,026	66,618,625	14,084	27,083,800	646	10,961,600